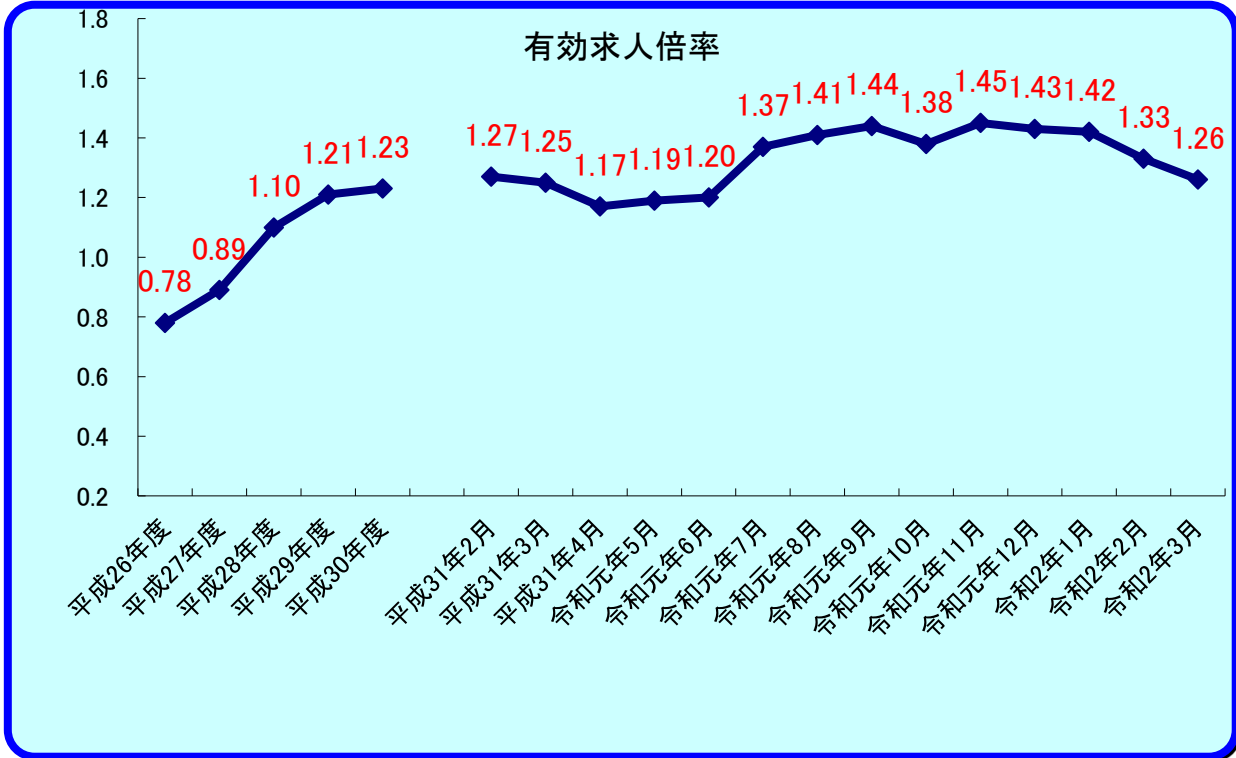


おおすみ

令和2年3月

労働市場



※ 雇用形態：一般（常用＋臨時・季節）＋常用的パート＋臨時的パート

(注) 有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数

有効求職（求人）とは、公共職業安定所に申し込まれた求職（求人）であって、その申込みの有効期間【翌々月末まで】中であり、かつ、申込みの取消しがなく、まだ就職していない（充足していない）求職（求人）をいう。

